

令和 6 年第 3 回定例会

防災環境産業委員会資料

1 付託案件

< 予算関係 >

- 第 125 号議案 令和 6 年度茨城県一般会計補正予算（第 2 号）
【資源循環推進課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

< その他 >

- 第 130 号議案 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例【環境対策課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第 141 号議案 工事請負契約の締結について（（仮称）大久保町第 2 トンネル本体工事）【資源循環推進課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

令和 6 年 9 月 1 9 日

県民生活環境部

第 125 号議案

令和 6 年度茨城県一般会計補正予算（第 2 号）

○繰越明許費（県民生活環境部分）

〔令和 6 年第 3 回茨城県議会定例会議案 4 ページ 第 2 表より〕

（単位：千円）

款	項	事業名	金額 (繰越額)
4 生活環境費	2 環境保全費	産業廃棄物処理施設確保対策費	2,376,000

条 例（案） の 概 要

県民生活環境部環境対策課

条例の名称	水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例【一部改正】									
1 制定（改正）の理由・根拠	水質汚濁防止法施行令等の一部改正									
2 制定（改正）の目的	水質汚濁防止法施行令等の一部改正（令和6年1月）を踏まえ、所要の改正を行う。									
3 背景・必要性	<p>近年における測定技術の進展に鑑み、水質汚濁防止法に基づく排水基準（※1）の項目のうち、「大腸菌群数」について、よりの確にふん便汚染を捉えることができる「大腸菌数」に改められるとともに、その基準値が「3,000 個/cm³」から「800 CFU/mL（※2）」に改められたため、本条例で規定する上乗せ基準についても同様に改正する必要がある。</p> <p>※1 水質汚濁防止法に基づく特定施設（製品製造業等の用に供する施設、し尿処理施設、下水道終末処理施設等 101 種類）を設置する事業場から、河川等の公共用水域に水を排出する者に適用</p> <p>※2 CFU：コロニー形成単位（菌を培養し、発育したコロニー数（集落数）を数えることで算出）</p>									
4 内 容	<p>法令改正と同様に、本条例で規定する上乗せ基準についても「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改めるとともに、その基準値については現行の大腸菌群数に相当するものに改める。</p> <p>○上乗せ基準の改正案</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">水域</th> <th style="width: 25%;">現行(大腸菌群数)</th> <th style="width: 25%;">改正案(大腸菌数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>霞ヶ浦及び北浦水域 (排水量 20 m³/日以上とし尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置するものに限る。)</td> <td style="text-align: center;">日間平均 1,000 個/cm³</td> <td style="text-align: center;">日間平均 300 CFU/mL</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">規定なし</td> <td style="text-align: center;">規定なし</td> </tr> </tbody> </table>	水域	現行(大腸菌群数)	改正案(大腸菌数)	霞ヶ浦及び北浦水域 (排水量 20 m ³ /日以上とし尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置するものに限る。)	日間平均 1,000 個/cm ³	日間平均 300 CFU/mL	その他	規定なし	規定なし
水域	現行(大腸菌群数)	改正案(大腸菌数)								
霞ヶ浦及び北浦水域 (排水量 20 m ³ /日以上とし尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置するものに限る。)	日間平均 1,000 個/cm ³	日間平均 300 CFU/mL								
その他	規定なし	規定なし								
5 効果・影響	排水基準の指標を大腸菌数に改めることにより、よりの確にふん便汚染を捉えることが可能となる。									
6 施行日	令和7年4月1日									
7 参考事項	水質汚濁防止法施行令等の一部改正（令和7年4月1日施行）									

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（平成17年条例第11号）新旧対照表

改正案				現行					
別表第2（第2条第2項関係） （平19条例16・平27条例55・平31条例13・一部改正） （中略） その9 霞ヶ浦及び北浦水域における排水基準				別表第2（第2条第2項関係） （平19条例16・平27条例55・平31条例13・一部改正） （中略） その9 霞ヶ浦及び北浦水域における排水基準					
工場又は事業場の区分	項目	(略)	大腸菌数 〔単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位〕	(略)	項目	(略)	大腸菌群数 〔単位 1立方センチメートルにつきチメートルにつき個〕	(略)	
		(略)	日間平均	(略)		(略)	日間平均	(略)	
下欄に掲げる工場又は事業場以外のもの	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル未満のもの	(略)	—	(略)	下欄に掲げる工場又は事業場以外のもの	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル未満のもの	(略)	—	(略)
	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル以上のもの	(略)	—	(略)		1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル以上のもの	(略)	—	(略)
し尿処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル未満のもの	(略)	—	(略)	し尿処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル未満のもの	(略)	—	(略)
	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル以上のもの	(略)	300	(略)		1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル以上のもの	(略)	1,000	(略)

下水道終末処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル未満のもの	(略)	—	(略)	下水道終末処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル未満のもの	(略)	—	(略)
	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル以上のもの	(略)	300	(略)		1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル以上のもの	(略)	1,000	(略)

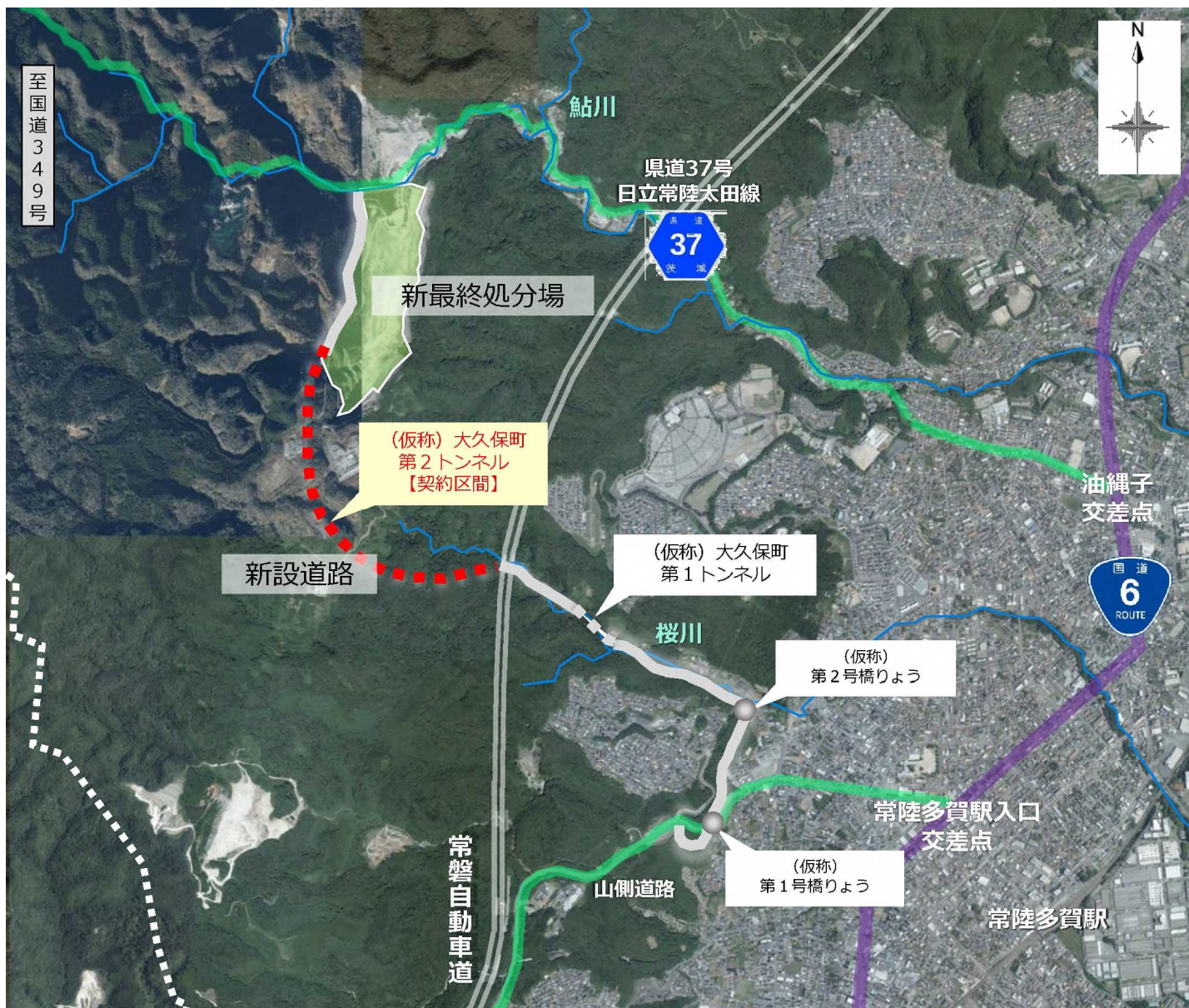
提出議案（条例は除く）の概要

県民生活環境部資源循環推進課

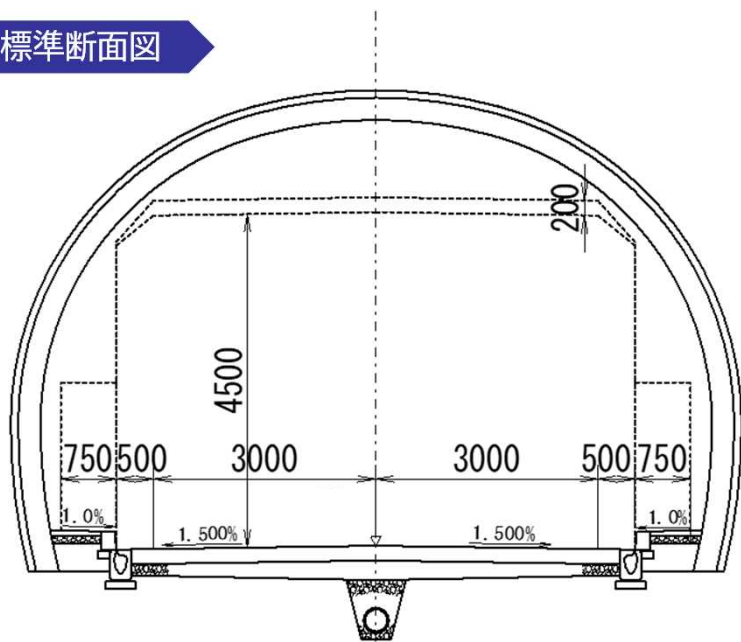
議案の名称	工事請負契約の締結について （（仮称）大久保町第2トンネル本体工事）
1 予算額 （契約額）	5,371,905千円
2 現況・課題	新産業廃棄物最終処分場の搬入ルートとして、山側道路（日立市大久保町地内）から県道日立常陸太田線（同市諏訪町地内）を結ぶ新設道路の整備を進めている。
3 必要性・ねらい	新設道路の計画的な整備を図るため、今年度から（仮称）大久保町第2トンネル本体工事に着手する。
4 内 容	<p>（仮称）大久保町第2トンネル本体工事について、次のとおり請負契約を締結しようとするもの。</p> <p>（1）契約相手方 安藤ハザマ・菅原・中井特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社安藤・間 代表取締役社長 国谷 一彦 代理人 水戸営業所 所長 上杉 智</p> <p>（2）契約額 5,371,905千円</p> <p>（3）工事の概要</p> <p>① 工事箇所 日立市大久保町地内 ② 工事内容 トンネル工事（L=1,566m） ③ 幅 員 7m（車道3m×2、路肩0.5m×2） ④ 工 期 令和6年10月～令和9年3月</p>
5 参考事項	<p>【新設道路概要】</p> <p>① 道路種類 県道（日立常陸太田線） ② 事業区間 日立市大久保町～同市諏訪町 ③ 延 長 約4km ④ 幅 員 9m（車道3m×2、歩道2m、路肩0.5m×2） ⑤ 主な施設 橋りょう 2橋（第1号・第2号） トンネル 2箇所（第1・第2） ※ 橋りょう2橋及び第1トンネル工事は年度内発注予定</p>

(仮称)大久保町第2トンネル本体工事概要

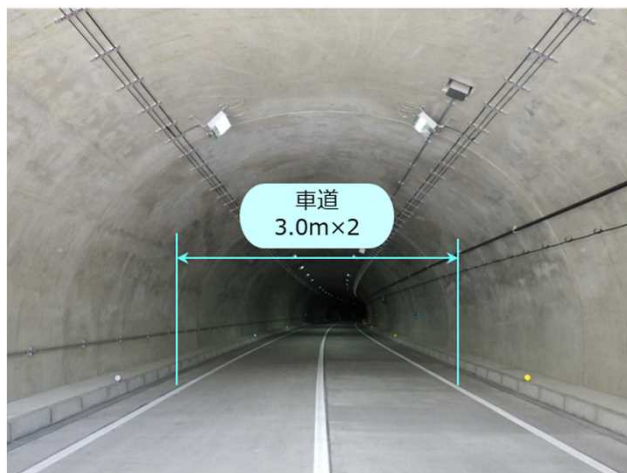
位置図



標準断面図



▼トンネル内の整備イメージ



県出資団体の事業実績等資料

(令和6年第3回定例会防災環境産業委員会資料)

- 1 一般財団法人茨城県環境保全事業団【資源循環推進課】・・・・・・・・ 2

令和6年9月19日

県民生活環境部

県出資法人 事業実績・事業計画の概要

所管部局課 県民生活環境部資源循環推進課

1 出資法人の概要

① 法人の名称	一般財団法人茨城県環境保全事業団		
② 所在地	笠間市福田 165 番 1		
③ 設立年月日	平成 5 年 2 月 17 日 財団法人茨城県産業廃棄物対策基金設立 平成 12 年 7 月 26 日 変更認可 (改称など) 平成 26 年 4 月 1 日 一般財団法人へ移行		
④ 代表者名	理事長 横山 伸一		
⑤ 基本財産	基本財産 768,274,300 円		
⑥ 設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 45 条		
⑦ 設立目的・経緯	廃棄物の適正処理を促進するために、廃棄物の最終処分場の安定的確保を図るとともに、廃棄物による環境汚染の防止対策等の支援を行い、もって本県の産業活動の健全な発展と県土の環境保全に寄与する。		
⑧ 組織	役員数	評議員 5 名	理事 7 名 監事 2 名 職員 21 名 (R6.7)
	<p>組織機構 (課所単位まで)</p> <p>評議員会 (エコフロンティアかさま)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議員 5 名 <p>理事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事 7 名 ・監事 2 名 <p>総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課長 職員 4 名 <p>業務課</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務課長 職員 8 名 <p>施設課</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設課長 職員 2 名 (新最終処分場整備日立事務所) <p>整備課</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備課長 職員 7 名 		
⑨ 出資状況	(上位 5 団体、出資者名、金額、割合) 県 768,274,300 円 (100%)		
⑩ 資産状況 (令和 6 年 3 月末現在)	(単位:千円)		
	金額	摘要	
流動資産	2,546,383	現金預金等	
固定資産	14,092,959	基本財産、土地等	
資産合計	16,639,342		
流動負債	427,642	未払金等	
固定負債	8,093	退職給付引当金	
負債合計	435,735		
正味財産	16,203,607		

2 令和5年度事業実績

①主な事業内容

廃棄物処理事業会計

ア 廃棄物処理事業

○ 一般廃棄物処理事業

最終処分場を持たない市町村及び一部事務組合から発生する焼却灰等を受入れ、適正に埋立処理した。さらに、災害、緊急時における廃棄物を積極的に受入れ、適正に埋立処理した。

○ 産業廃棄物処理事業

燃え殻、ばいじん、がれき類等に加え、県内では受入が困難となっている石綿管やスレート等の非飛散性アスベストを含む産業廃棄物を適正に埋立処理した。

・廃棄物受入量（令和5年度実績）は次のとおりである。

	一般廃棄物	産業廃棄物	合計
埋立処理	10,745t	121,676t	132,421t

イ 廃棄物処理施設運営管理事業

○ 施設運営に伴う生活環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリング調査（大気調査、騒音・振動調査、水質調査、悪臭調査、土壌調査等）、現況保全地における動植物調査等を実施するなど、良好な環境保全並びに施設等の安全性の確保を図った。

○ 環境保全委員会を開催し、環境モニタリング結果等の分析評価を行ったほか、現況保全地ワーキンググループを開催し、現況保全地の保全対策などを検討した。（令和6年3月開催）

ウ 啓発普及事業

「エコフロンティアかさま」の廃棄物の適正処理施設としての理解促進を図るため、地域住民向け啓発普及事業を実施するとともに、排出事業者、視察者などに対して運営状況等の説明を行った。

エ 地域振興等事業

「エコフロンティアかさま」設置に伴う地域振興及び環境保全等に関する協定書に基づき、笠間市が設置した福田地区地域振興整備基金へ305,750千円を拠出した。

新産業廃棄物最終処分場整備事業会計

- ・ 日立市諏訪町に整備する新産業廃棄物最終処分場の整備について、日立市民等への説明会を実施した。
- ・ 事業用地を取得した上で、環境調査を実施し、廃棄物処理法に基づく最終処分場の設置許可を取得するとともに、施設や上下水道整備等に係る設計を行った。
- ・ 総合評価方式による一般競争入札により、入札価格に加え、学識経験者等で構成する「事業者選定委員会」による技術提案の優劣を総合的に評価して工事請負業者を決定し、ホームページを通じて公表した。

②収支状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
基本財産運用益	23	基本財産運用収入
事業収益	3,019,759	廃棄物処理事業収入
受取補助金	408	放射能モニタリング国庫補助金
その他の収入	18,415	雑収入
経常収益計①	3,038,605	
事業費	2,303,760	
管理費	12,676	
経常費用計②	2,316,436	
当期経常増減額③ (①－②)	722,169	
経常外収益計④	270,000	維持管理積立金戻入益
経常外費用計⑤	254,692	法人税等
当期経常外増減額⑥ (④－⑤)	15,308	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑦ (③＋⑥)	737,477	
正味財産期首残高⑧	15,466,130	
当期指定正味財産増減額⑨	0	
正味財産期末残高⑩ (⑦＋⑧＋⑨)	16,203,607	

③補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出 資 金	0	
補 助 金	408	放射能モニタリング国庫補助金
委 託 金	0	
貸 付 金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

3 令和6年度事業計画

①主な事業内容

廃棄物処理事業会計

ア 廃棄物処理事業

一般廃棄物及び産業廃棄物処理事業を行い、令和6年度は年9万トンの廃棄物の受入れを目指す。

○ 一般廃棄物処理事業

- ・ 最終処分場を持たない県内市町村・一部事務組合から排出される焼却灰、熔融スラグ及び不燃残さ等を受入れ、適正に埋立処理する。
- ・ 災害、緊急時における廃棄物を受入れ、適正に埋立処理する。

○ 産業廃棄物処理事業

燃え殻、がれき類等の産業廃棄物を埋立処理する。

また、石綿管やスレートなどの非飛散性アスベストを含む廃棄物については、国の技術指針に基づき、適正な埋立処理を行う。

イ 廃棄物処理施設運営管理事業

将来にわたり施設の安全性の確保を図るため、最終処分場及び浸出水処理施設の適正な管理に努める。

また、環境保全委員会の提言を受けながら適切な環境対策を実施するとともに、放流水等の計測値を表示板（電光掲示板）やホームページに掲示するなど、情報公開に努める。

ウ 啓発普及等事業

エコフロンティアかさまの廃棄物の適正処理施設としての理解促進を図るため、地域住民向け啓発普及事業を実施するとともに、排出事業者、視察者などに対して運営状況等の説明を行う。

新産業廃棄物最終処分場整備事業会計

- ・ 日立市諏訪町の新産業廃棄物最終処分場について、令和8年度末の開業に向け、処分場本体工及び浸出水処理施設の整備を推進するとともに、関連する管理棟の設計や上下水道の発注手続き等を進める。
- ・ また、工事の安全な進捗を図るため、施工管理業務を委託するとともに、環境モニタリング調査を実施し、周辺的生活環境の保全に努めるほか、工事の進捗状況等をホームページ等を通じて公表していく。

②収支計画

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
基本財産運用益	23	基本財産運用収入
事業収益	2,070,000	廃棄物処理事業収入
受取補助金	468	放射能モニタリング国庫補助金
その他の収入	8,931	雑収入
経常収益計①	2,079,422	
事業費	1,739,602	
管理費	10,550	
経常費用計②	1,750,152	
当期経常増減額③ (①-②)	329,270	
経常外収益計④	180,000	維持管理積立金戻入益
経常外費用計⑤	195,623	法人税等
当期経常外増減額⑥ (④-⑤)	△15,623	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑦ (③+⑥)	313,647	
正味財産期首残高⑧	16,203,607	
当期指定正味財産増減額⑨	0	
正味財産期末残高⑩ (⑦+⑧+⑨)	16,517,254	

③補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出 資 金	0	
補 助 金	468	放射能モニタリング国庫補助金
委 託 金	0	
貸 付 金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

令和 6 年第 3 回定例会

防災環境産業委員会資料

(主な事務事業等の経過)

1	アクアワールド茨城県大洗水族館の営業状況等について	
	【生活文化課】	2
2	令和 6 年度自転車安全利用の取組について	3
3	百里基地における日仏共同訓練の実施について	5
4	ダイバーシティの普及啓発について	6
5	令和 6 年版茨城県環境白書について	7
6	いばらきフードロス削減推進事業者協議会の設置について	
	【環境政策課】	11
7	農業水利施設外来水生植物対策関連事業の進捗状況について	
	【環境政策課】	12
8	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（残土条例） の一部改正に関するパブリックコメントの実施について	
	【廃棄物規制課】	13
9	廃プラスチック類堆積事案（石岡市小見地内）に係る行政代執行の 実施について	
	【廃棄物規制課】	15
10	茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例に係る既存屋外 保管事業場の届出について	
	【廃棄物規制課】	17
11	新産業廃棄物最終処分場の整備状況について	18
12	本県のスポーツの推進について	19

令和 6 年 9 月 1 9 日

県民生活環境部

アクアワールド茨城県大洗水族館の営業状況等について

生活文化課

1 4月～8月の入館者数の状況

5カ月間の入館者数は約62万4千人となり、歴代3位の入館者数となった昨年度の同期間よりも増加。

4月～8月の入館者数

R 2 243,815人 (コロナ禍休館 4/11～5/17)
R 3 315,897人 (コロナ禍休館 8/6～9/30)
R 4 607,694人
R 5 617,893人
R 6 **623,552人**

2 春から夏に実施した誘客促進策等

(1) バンドウイルカの赤ちゃん誕生 (3/29)

バンドウイルカのニック (オス) とモモ (メス) の間に仔イルカ (メス) が誕生し、平成14年の開館以来初めて繁殖に成功。現在は、バックヤードプールですくすくと成長中。

誕生の瞬間や授乳の様子などを紹介した映像・パネル展示を実施 (5/18～6/30)。



(2) 人気キャラクター「おでかけ子ザメ」(5/11～7/7) 及び「すみっこぐらし」(7/13～10/27) コラボイベントの開催

人気キャラクターとコラボした水槽展示や、館内全体を使ったキーワードラリー (有料：景品付き)、限定グッズ・フードの販売等を実施。



(3) 夏休み向けイベントの開催 (7/13～9/1)

初披露となるアシカとトレーナーの水中パフォーマンスやオーシャンテラスでの打ち水バージョンの「アシカのおさんぽタイム」など、水族館本来の魅力を活かした夏らしいイベントを開催。



(4) ラーケーション特割の導入 (7/1～)

今年度から本県で「ラーケーション」が導入されたことに伴い、学校外での体験活動を応援するため、入場料金半額の特別割引を導入。8月末現在166名が利用。

※ラーケーションとは、「Learning (学習)」と「Vacation (休暇)」を合わせた造語。児童生徒が学校に登校しなくても欠席にならず、年間で最大5日取得が可能。

3 今後の誘客促進策

茨城アフターDCキャンペーン (10月～12月) に合わせて、特別企画を実施。

- ・ 給餌体験付きサメスペシャルツアー
- ・ オーシャンライブ指定席付きアシカタッチ
- ・ 地元酒蔵等とコラボし館内でお酒を楽しむナイトイベント「宴夜 (えんや)」(10/26) 等



令和6年度自転車安全利用の取組について

生活文化課

1 自転車通学者における自転車損害賠償責任保険等の加入率向上の取組

自転車損害賠償責任保険等の加入率調査結果（生活文化課、教育庁調査による）

(1) 調査期間 令和6年4月～6月（毎年同時期に調査を実施）

(2) 調査対象 小、中、高等学校、中等教育学校の全自転車通学者

<表1> 自転車損害賠償責任保険等の加入状況

年度	上段：保険加入者数 下段：自転車通学者数					加入率 (%)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
小学生 (人)	325	327	288	231	233	84.4	87.2	90.3	84.9	85.0 (+0.1)
	385	375	319	272	274					
中学生 (人)	38,174	40,528	39,949	39,250	38,592	77.8	84.2	84.2	86.3	86.0 (-0.3)
	49,092	48,114	47,449	45,503	44,886					
高校生 (人)	25,133	25,161	24,519	24,047	31,375	76.3	81.8	87.2	88.2	91.1 (+2.9)
	32,945	30,767	28,103	27,273	34,442					
全体 (人)	63,632	66,016	64,756	63,307	70,200	77.2	83.3	85.4	86.7	88.2 (+1.5)
	82,422	79,256	75,871	73,048	79,602					

加入率向上への取組

- 教育庁と連携した加入率低調学校へのヒアリング及び加入率向上の働きかけ
- 各学校へ加入率が高い学校の好事例を共有するなど、保険加入を促進する対応（保護者への説明等）を依頼
- 茨城県自転車二輪自動車商協同組合に自転車購入者に対する保険加入の呼びかけを依頼
- 県広報紙や県公式及び安全なまちづくり推進室Xの投稿、茨城放送ラジオ、教育庁所管一斉（約800校）メール等を活用した広報啓発活動

2 自転車ヘルメットの着用に向けた取組

県内の自転車ヘルメット着用状況調査結果（県警察調査による）

- (1) 調査期間 令和6年7月
- (2) 調査時間帯 7:30～8:30 と 15:00～16:00 に計2回実施
- (3) 調査場所 県内4箇所を実施
(駐輪場が整備された駅周辺及び商店街又はショッピングセンターなどの周辺)
- (4) 調査方法 通行する自転車を年代別に調査（調査員（警察官）による目視で区分）

<表2> 自転車通行者のヘルメット着用状況（上段：着用人数／調査人数 下段：着用率）

年度	小学生以下	中学生	高校生	成人	合計
R5	44/53	81/81	5/205	109/783	239/1,122
	83.0 %	100.0 %	2.4 %	13.9 %	21.3 % (全国9位)
R6	25/32	123/131	24/272	82/738	254/1,173
	78.1 %	93.9 %	8.8 %	11.1 %	21.7 % (全国11位)

着用率向上への取組

- 自転車の正しい乗り方やヘルメットの着用をテーマに交通安全ポスター作品コンクールを実施し、入賞作品を交通安全県民運動等のチラシに掲載し、広報に活用
- 自転車利用時のヘルメットの着用をテーマに高校生交通安全啓発動画コンテストを実施し、入賞作品をニュースチャンネルいばキラTV等で配信
- 自転車の安全利用に関する交通安全教室（幼、小、中、高等学校）の実施
- 県広報紙や県公式及び安全なまちづくり推進室Xへの投稿や茨城放送ラジオ等を活用した広報啓発活動

百里基地における日仏共同訓練の実施について

生活文化課

1 日仏共同訓練について

概要	ドイツ・スペイン・フランスの空軍機が、インド太平洋地域で展開する「パシフィック・スカイズ」の一環として実施
期間	令和6年7月19日（金）～20日（土） ※夜間・早朝の離発着はなし
場所	百里基地及び同周辺空域
仏軍	ラファール戦闘機×2機、A330MR T T 空中給油機×2機、A400M輸送機×3機、人員220名
訓練内容	各種戦術訓練

2 国の対応について

- (1) 北関東防衛局職員が百里基地に駐在し、訓練中、戦闘機の離発着等に応じて随時、県や地元市町に対し、情報提供。

3 県の対応について

- (1) 事前説明時（令和6年6月19日）に、北関東防衛局企画部地方調整課基地対策室長らに、次の事項を申し入れ。
- ・ 県、地元市町への十分な情報提供
 - ・ 訓練中の事故防止の徹底
 - ・ 騒音による被害の低減
 - ・ 仏軍による事故や事件の防止の徹底
- (2) 訓練期間中
- ・ 地元市町等と情報を共有するとともに、県ホームページに情報を掲載。

ダイバーシティの普及啓発について

女性活躍・県民協働課

1 ダイバーシティ&インクルージョン推進講演会の開催

(1) 目的

性別や国籍、年齢などの多様性を認め合い、個人を尊重する大切さについて県民の理解を深めるため、幅広い世代から支持を得ている著名な講師を招聘し、D&Iに関する講演会を開催

(2) 開催日時 令和6年8月31日(土) 10:00~11:30

(3) 開催場所 つくば国際会議場 Leo Esaki メインホール

(4) 参加者 1,010人

(5) 内容

- ・講演 テーマ：「夢をつかむ～多彩な個を生かす信じる力～」
講師：栗山 英樹氏 (2023WBC 日本代表監督)



2 県内企業等におけるD & I の推進

(1) ダイバーシティコンサルティングの実施

企業のD & Iに関する課題(女性活躍、シニア・若者、障害者等の活用、働き方改革など)に対して、専門家によるコンサルティングを行い課題の解決につなげる

- ・対象企業 10社
- ・期間 令和6年8月～令和7年1月 全3回実施

(2) D & I 検定(茨城県版)の実施

D & Iに関する知識を映像教材で学習した後、検定試験に合格しD & I 検定3級の認定証と認定ロゴを取得

- ・受検期間 令和6年8月～令和7年1月の6か月間
- ・対象者 県内に本社、事業所のある企業、団体及び県内在住者、通勤通学者
- ・人数 3,500人
- ・内容

「ジェンダー、LGBTQ+、障害、育児・介護、外国にルーツがある人」の5分野について、専門家や当事者が解説する映像教材によりオンデマンドで学習。

検定試験(WEB)は全22問(28点満点)。22点以上で合格。



【D&I 検定3級認定ロゴ】

令和6年版環境白書について

<部門ごとの環境の状況>

環境政策課

1 環境白書について

茨城県環境基本条例第8条の規定に基づく年次報告書として、毎年公表を行うもの。

2 部門ごとの状況

(1) 温室効果ガス排出量の状況

- 2021年度における茨城県の温室効果ガス排出量は4,561万t-CO₂で、基準年である2013年度から12.2%減少した。要因としては、各排出部門における省エネルギーの取組等により、二酸化炭素排出量の削減が進んでいるためと考えられる。
- また、前年度(2020年度)比では10.3%の増加であり、要因は、コロナウイルス感染症拡大に起因する経済の停滞からの回復により、主に産業部門からの排出量が増えたためと考えられる。

【温室効果ガス排出量*の推移(CO₂換算)】

年度	基準年						増減率
	2013年度 (H25年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	
排出量 (万t-CO ₂)	5,193	4,706	4,818	4,740	4,134	4,561	基準年度比 (2021/2013) ▲12.2% 前年度比 (2021/2020) 10.3%

※温室効果ガス排出量には、二酸化炭素以外のメタン、一酸化二窒素等の排出量も含み、二酸化炭素が全体の約95%を占める。

【排出部門別二酸化炭素排出量の推移及び県地球温暖化対策実行計画の目標値】

部門 (万t-CO ₂)	基準年						増減率	削減目標値 【削減率】 目標2030年度 (R12年度)
	2013年度 (H25年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度) 【構成比】		
産業	3,072	2,750	2,843	2,828	2,352	2,726 【63%】	▲11.3%	1,168 【▲38%】
業務	489	388	406	405	375	392 【9%】	▲19.9%	250 【▲51%】
家庭	464	418	394	377	379	367 【9%】	▲20.9%	306 【▲66%】
運輸	662	616	635	624	553	566 【13%】	▲14.6%	232 【▲35%】
その他	281	258	263	246	222	253 【6%】	▲10.0%	
CO ₂ 合計	4,968	4,429	4,540	4,479	3,881	4,303 【100%】	▲13.4%	

※四捨五入表記のため、排出量等の数値の累計と合計値等が必ずしも一致しないことがある。

(2) 大気環境の状況

○ 環境基準の達成状況は、光化学オキシダントを除きすべて達成した。

【①一般環境大気測定】

物質名	令和4年度		令和5年度	
	測定局数	達成局数【達成率】	測定局数	達成局数【達成率】
二酸化いおう	19	19【100%】	19	19【100%】
二酸化窒素	31	31【100%】	31	31【100%】
一酸化炭素	2	2【100%】	2	2【100%】
光化学オキシダント	30	0【0%】	30	0【0%】
浮遊粒子状物質	33	33【100%】	33	33【100%】
微小粒子状物質(PM2.5)	18	18【100%】	18	18【100%】

【②自動車排出ガス測定】

物質名	令和4年度		令和5年度	
	測定局数	達成局数【達成率】	測定局数	達成局数【達成率】
二酸化窒素	3	3【100%】	3	3【100%】
一酸化炭素	3	3【100%】	3	3【100%】
浮遊粒子状物質	3	3【100%】	3	3【100%】
微小粒子状物質(PM2.5)	1	1【100%】	1	1【100%】

【③有害大気汚染物質測定】

物質名	令和4年度		令和5年度	
	測定地点数	達成地点数【達成率】	測定地点数	達成地点数【達成率】
ベンゼン	8	8【100%】	8	8【100%】
トリクロロエチレン	8	8【100%】	8	8【100%】
テトラクロロエチレン	8	8【100%】	8	8【100%】
ジクロロメタン	8	8【100%】	8	8【100%】

(3) 水環境の状況

○ 生活環境項目について115水域で調査した結果、71水域で環境基準を達成（達成率61.7%）した。

河川では、88水域中51水域で環境基準を達成（達成率58.0%）した。

湖沼については、5水域で環境基準が達成されていない状況が続いている。

海域では、22水域中20水域で環境基準を達成（達成率90.9%）した。

○ 健康項目については、130地点で調査した結果、「ほう素」について、1地点で環境基準を超過した。それ以外は環境基準を達成した。

※生活環境項目…BOD、CODなど、生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして定められている項目

※健康項目…シアンや蓄積性のある重金属類など水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質

【生活環境項目（BOD・COD）】

区分	類型指定水域数	環境基準達成水域数【達成率】	
		令和4年度	令和5年度
河川	88	56【63.6%】	51【58.0%】
湖沼	5	0【0%】	0【0%】
海域	22	19【86.4%】	20【90.9%】
計	115	75【65.2%】	71【61.7%】

(4) 地下水の状況

- 健康項目について、57 地区で概況調査を行った結果、56 地区 (98.2%) で環境基準を達成した (令和 4 年度は 58 地区中 53 地区 (91.4%) で達成)。
検出等があった地区については、周知及び飲用指導に加え周辺調査を実施した。

【環境基準を超過した項目】

調 査 項 目	環境基準 超過地区数		超過範囲 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
	概況	周辺		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	11	10 以下

(5) 霞ヶ浦の状況

- 霞ヶ浦の令和 5 年度の COD は、全水域平均で 7.8 mg/L となり、令和 4 年度より 0.3mg/L 高くなった。近年は 7 mg/L 台で推移している。
- 全窒素は、全水域平均で 0.85 mg/L となり、令和 4 年度より 0.16mg/L 高くなった。長期的には横ばいだが、近年は低下傾向で推移している。
- 全りんは、全水域平均で 0.090 mg/L となり、令和 4 年度より 0.007mg/L 高くなった。近年は横ばいで推移している。

【水質の経年変化 (全水域平均、年平均値)】

(単位 : mg/L)

区分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	第 8 期計画の目標値 (R7 年度)
C O D	6.9	7.3	7.7	7.5	7.8	6.9
全 窒 素	1.1	0.94	0.83	0.69	0.85	0.88
全 り ん	0.094	0.10	0.10	0.083	0.090	0.095

(6) ダイオキシン類の状況

- 大気、土壌、地下水及び公共用水域の水質・底質について調査を行った結果、すべての地点で環境基準を達成した。

【ダイオキシン類調査】

区 分	令和 4 年度		令和 5 年度	
	調査地点数	達成地点数 【達成率】	調査地点数	達成地点数 【達成率】
大 気	10	10 【100 %】	10	10 【100 %】
土 壌	22	22 【100 %】	22	22 【100 %】
地 下 水	22	22 【100 %】	22	22 【100 %】
公共用水域水質	39	37 【94.9%】	36	36 【100 %】
公共用水域底質	39	39 【100 %】	36	36 【100 %】

(7) 廃棄物処理の状況

- 令和4年度のごみの排出量は997千トンとなり、令和3年度に比べ、8千トン減少。最終処分量は61千トンとなり、5千トン減少。
- 平成30年度の産業廃棄物の排出量は11,547千トンとなり、平成25年度に比べ、494千トン増加する一方、再生利用率は6.9ポイント低下した。また、最終処分量は481千トンとなり、314千トン減少したが、火力発電所の埋立処分量が652千トンから335千トンへと317千トン減少しており、その分を差し引くと、ほぼ横ばい。
- 不法投棄の新規発生件数は、ゲリラ投棄の増加により平成30年度から増加に転じていたが、近年のピークであった令和2年度の197件から、令和5年度は105件と大幅に減少し、対策の効果が現れている状況。

【①一般廃棄物（ごみ）】

区 分	単位	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
排 出 量	千トン	1,060	1,051	1,027	1,005	997
再 生 利 用 率	%	21.3	20.8	20.7	20.7	21.0
最 終 処 分 量	千トン	84	82	73	66	61

【②産業廃棄物】

区 分	単位	H20年度	H25年度	H30年度
排 出 量	千トン	11,128	11,053	11,547
再 生 利 用 率	%	62.7	57.3	50.4
最 終 処 分 量	千トン	475	795	481
(参考)火力発電所の埋立処分量	千トン	290	652	335

※5年ごとに調査を実施。

【③不法投棄】

区 分	H15年度	H16年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
新規発生件数	351件	330件	101件	120件	197件	171件	87件	105件

いばらきフードロス削減推進事業者協議会の設置について

環境政策課

1 設置目的

事業系フードロスのさらなる削減を図るため、食品関連団体、事業者等が一堂に会し、事業者における具体的な取組を検討し、食品業界全体で推進していく。

○設置日 令和6年8月7日

2 協議事項

- ・フードロス削減に関する取組の検討及び推進に関すること。
- ・フードロス削減に関する情報交換及び情報提供に関すること。
- ・フードロス削減に向けた普及啓発に関すること。
- ・その他フードロス削減の推進のために必要な事項に関すること。

3 参加団体等

- ・食品関連団体・事業者（10者）
食品5業態（食品製造業、食品卸業、食品小売業、宿泊業、飲食業）ごとに、関連団体や業種を代表する事業者で構成
- ・有識者等（4者）
学識経験者、消費者団体、フードバンク、市町村

4 令和6年度の取組方針

- ・県内食品関連団体・事業者が共通に取り組む「いばらき版取組メニュー」を取りまとめ、幅広く周知
- ・県内食品関連団体・事業者は、メニューから自らの取組を選択して実践
- ・協議会は、これらの取組状況を積極的に発信

5 今後のスケジュール（予定）

～R5. 9月	実態調査 (業種別／事業者別の取組事例・事業者の意識の調査)
10月頃	第2回会議 (取組メニューの取りまとめ、周知・連携方策の検討)
R6. 2月頃	第3回会議 (事業者等の取組状況の公表、次年度取組方針の検討)

<参考>いばらきフードロス削減プロジェクト（R3.7月立上げ）

○賞味期限間近や規格外の食品の活用を促進（事業系フードロス削減量96トン（R4～5累計））

- ・ECサイトやアプリの運営事業者との連携
- ・マッチング支援コーディネート窓口の設置（R4.6月）
- ・リサイクル飼料化研究会の設置（R4.12月）

○干しいも資源循環モデル形成支援事業補助金（R5.2件（飼料化1、肥料化1））

農業水利施設外来水生植物対策関連事業の進捗状況について

県民生活環境部環境政策課
農林水産部農地局農村計画課

1 事業概要

ナガエツルノゲイトウの農地における繁茂拡大を防止するため、農業用水の取水口に設置する侵入防止フェンスや用水機場付近の駆除を重点的に行う費用を支援することで、農家の負担を軽減する。

- ・ 予算額：99 百万円（令和 5 年 12 月補正予算）※全額国費
- ・ 事業主体：土地改良区等
- ・ 補助率：10/10

2 農業水利施設外来水生植物侵入防止対策緊急支援事業（60 百万円）【農村計画課】

（1）進捗状況

- ・ 施設管理者から聞き取りを行い、対象河川や湖沼※から直接取水する対策が必要な 182 施設のうち、5 月下旬までに 180 施設で設置し、残る 2 施設についても 7 月中旬までに設置が完了。

※新利根川流域や常陸利根川流域など 7 つの河川流域と霞ヶ浦、北浦を対象

（2）今後の対応

- ・ さらに、対象河川や湖沼から取水した用水を、水路から間接的に取水するなど、対策が必要な施設で事業を実施する。

3 農業水利施設外来水生植物駆除緊急対策事業（39 百万円）【環境政策課】

（1）進捗状況

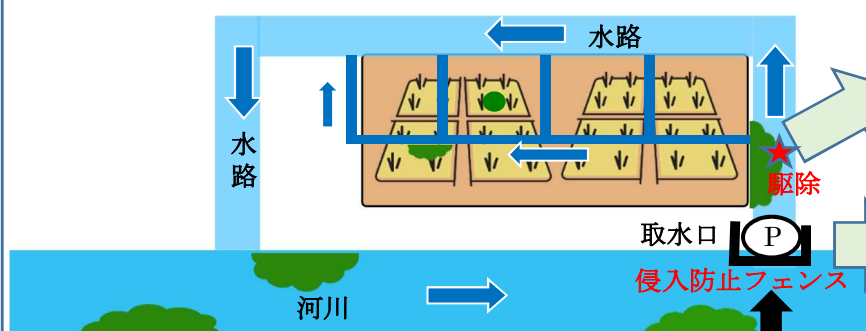
- ・ 1 月に新利根川流域において事業制度説明会を実施。
- ・ 関係土地改良区や市町との調整の結果、繁茂が著しい 7 箇所を特定。
- ・ 7 月から順次駆除を実施し、8 月までに 2 箇所で完了。

（2）今後の対応

- ・ 残りの 5 箇所についても、順次交付決定を行い、10 月から 11 月にかけて、駆除作業を実施する。
- ・ 土地改良区や市町に対し、引き続き、事業の進捗や、事業実施後の農地・水路等の維持管理について必要な助言を行っていく。
- ・ また、ナガエツルノゲイトウの駆除に係る抜本的な対策の構築に向け、関係機関と協議を行っていく。

【農業水利施設外来水生植物対策関連事業の実施状況】

【イメージ図】



茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（残土条例）の一部改正に関するパブリックコメントの実施について

廃棄物規制課

1 改正の理由・根拠

本県では、土砂による土地の埋立て等に関して、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（「残土条例」）において規制してきたところ。

令和5年5月に、全国一律の基準で危険な盛土等を規制する、宅地造成及び特定盛土等規制法（「盛土規制法」）が施行されたことから、規制内容の一部重複する部分等を整理するとともに、不法・危険な盛土等の発生を防止する新たな制度（登録ストックヤード制度）創設等を踏まえ、条例の一部を改正するもの。

2 パブリックコメントの実施の目的

県民意見提出手続制度に基づき、改正の骨子案を県民に広く示し、改正条例による改正内容等に対する県民等の意見及び情報を広く求めるもの。

3 内容・方法

（1）パブリックコメントの実施

○意見募集期間

令和6年9月20日（金）～10月21日（月） 計32日間

○公表する資料

別添「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（残土条例）の一部改正について」のとおり

○公表方法

県ホームページへの掲載並びに、廃棄物規制課、行政情報センター、各県民センター及び茨城県立図書館での閲覧

（2）改正骨子案

○盛土規制法と重複する規制等の整理【一部改正】

○盛土規制法の許可対象面積に合わせ、県の許可対象面積の引下げ

（5,000㎡以上→3,000㎡超）【一部改正】

○ストックヤード事業者の登録ストックヤードに堆積された土砂等の規制の一部緩和【一部改正】

○市町村の独自規制を可能とする規定の追加【新設】

4 今後のスケジュール（予定）

10月	パブリックコメント結果の公表
11月	改正条例案を決定
12月	第4回定例会へ上程（予定）

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（残土条例）の一部改正について

I 改正の理由・背景

これまで、土砂による土地の埋立て等に関しては、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（残土条例）において規制してきました。

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」が令和5年5月に施行されたことから、規制内容の一部重複する部分等を整理するとともに、不法・危険な盛土等の発生を防止する新たな制度（登録ストックヤード）創設等を踏まえ、次のとおり残土条例の改正案を提案することとしました。

II 改正骨子案

1 盛土規制法と重複する規制等の整理【一部改正】

残土条例と盛土規制法とで重複する災害の防止に関する規制は、より罰則の強い盛土規制法へ移行するため、法目的である災害の防止の削除及びこれに伴う関連条項等を削除することとします。

		県残土条例 (現行)	盛土規制法	県残土条例 (改正後)
法目的		<ul style="list-style-type: none"> 災害の防止 生活環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 災害の防止 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の保全
主な規制内容	災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> 盛土や堆積の高さ 法面の勾配 	<ul style="list-style-type: none"> 盛土や堆積の高さ 法面の勾配 盛土の安定計算の実施 擁壁や崖面崩落防止施設の設置 	—
	生活環境の保全	土砂の性質等 (PHや土壌環境基準等)	—	土砂の性質等 (PHや土壌環境基準等)
罰則(最大)		<ul style="list-style-type: none"> 懲役2年以下 罰金100万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 懲役3年以下 罰金1,000万円以下(法人重科3億円以下) 	<ul style="list-style-type: none"> 懲役2年以下 罰金100万円以下

2 県の許可対象面積の引下げ（5,000㎡以上→3,000㎡超）【一部改正】

盛土規制法の特定盛土等規制区域については、許可対象面積が、原則3,000㎡超とされていることから、この盛土規制法の許可対象面積に合わせて、県残土条例の許可対象面積を5,000㎡以上から3,000㎡超に引き下げることにします。

県残土条例	改正後	許可(市町村条例)	許可(県条例)
	現行	許可(市町村条例)	許可(県条例)
		3,000㎡	5,000㎡

(参考)

盛土規制法	宅地造成等規制区域	不要	許可
	特定盛土等規制区域	不要	届出
		500㎡	3,000㎡

3 登録ストックヤード制度創設を踏まえた改正【一部改正】

これまでの法令では、土砂の発生から最終搬出先までを管理する制度がなかったため、残土条例においてストックヤードに堆積された土砂等を規制（搬入業者毎の区分管理等）してきたが、資源有効利用促進法の省令改正に伴い、ストックヤード運営事業者登録制度（登録ストックヤード制度）が創設され、土砂の発生から最終搬出先までの履歴が把握可能となることから、ストックヤード業者の登録ストックヤードに堆積された土砂等には、残土条例における、搬入事業者毎の区分管理等の規制は適用しないこととします。

4 市町村の独自規制を可能とする規定の追加【新設】

県残土条例の許可対象について、市町村が地域の実情に応じた独自の規制を課することができるよう、市町村から県に申出があり、かつ、県残土条例と同等以上の効果が期待できると認められる場合には、当該市町村の区域について、県残土条例を適用しないこととします。

廃プラスチック類堆積事案（石岡市小見地内）に係る行政代執行の実施について

廃棄物規制課

1 事案の概要

令和2年9月頃から、石岡市小見地内において、廃プラスチック類（産業廃棄物）が堆積・放置される事案が発生したため、県は、令和5年3月22日付けで行為者に対し、当該産業廃棄物を撤去・処分するよう措置命令を发出したが、行為者は、撤去期限までに全量を撤去しなかった。

産業廃棄物の堆積が継続した場合、県道笠間つくば線（フルーツライン）に崩落する危険性があるため、廃棄物処理法に基づき、行政代執行を実施している。

堆積地	石岡市小見 1063-2、1062-1 【敷地面積 約 8,200 m ² 】
行為者	行為者①、行為者②
種類・量	廃プラスチック類（フレコンバッグ入り）・約 15,000 m ³

2 これまでの対応状況

Aブロック（行為者①）	R4. 9. 16	行為者①が自ら全量(200 袋)撤去
Bブロック（行為者①）	R5. 3. 20～4. 6	県が行政代執行により全量(680 袋)撤去 現在、行為者①に求償中
Cブロック（行為者②）	R5. 3. 22 R6. 3. 17	行為者②に全量 約 15,000 m ³ 撤去の措置命令を发出 措置命令撤去期限 ※ 行為者②は、約 2 割(3,373 m ³)撤去したが、現在まで全量撤去されず、生活環境保全上支障がある。

3 行政代執行について（Cブロック）

行政代執行の内容	堆積する廃プラスチック類等（産業廃棄物）の撤去・処分 〔撤去量：約 12,000 m ³ 〕
根拠法令	廃棄物処理法第 19 条の 8 第 1 項 （措置命令違反による行政代執行）
行政代執行費用 （契約額）	330,000 千円（税込） ※うち（公財）産業廃棄物処理事業振興財団が 7 割を補助
契約締結日	令和 6 年 8 月 29 日
撤去期間	令和 6 年 9 月 6 日 ～ 令和 7 年 1 月末（予定）
撤去後の対応	撤去開始後、約 5 ヶ月間で撤去完了の見込みであり、完了後は、行政代執行費用の全額を行為者 B に求償していく。



全 景



行政代執行実施前



R 6 . 9 . 6 (搬出作業風景)

**茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例に係る
既存屋外保管事業場の届出について**

廃棄物規制課

1 既存屋外保管事業場の把握・相談状況（R6. 9. 18現在）

（単位：件）

	立地を把握した 既存事業場	相談等があり	
		届出見込み	届出済
県北	27	27	9
県央	61	61	32
鹿行	46	46	23
県南	94	94	23
県西	120	120	39
計	348	348(100%)	126(36%)

2 届出促進指導の取組（令和6年度）

令和6年4月	・各市町村に、条例対象の可能性のある全ての事業場の立地を照会
4～6月	・情報提供を受けたすべての既存事業場を直接訪問し、条例対象であるか確認するとともに、対象となるヤードに届け出を行うよう指導
7月～	・6月末時点で、届出相談の無い既存事業場（約250件）に、訪問による届出指導
8月末	・8月末時点で、届出相談の無い既存事業場（約130件）に対し、9月末日までに届出がない場合、無許可設置となり10月以降営業ができない旨の通知を発送
9月2日～30日	・届出相談等が無い既存事業場に対し、直接訪問及び電話督促による届出指導を実施 ・届出漏れが無いよう、未届事業場に期限内の届出を督促

新産業廃棄物最終処分場の整備状況について

資源循環推進課

1 新産業廃棄物最終処分場について（（一財）茨城県環境保全事業団）

（1）進捗状況

- ・ 本体工事について、5月から造成工事に着手
- ・ 上下水道整備工事について、8月に入札公告を実施、業者決定後工事に着手
- ・ 管理棟等建築工事について、今後、設計・積算を実施予定

（2）広報

- ・ 5月に工事開始のお知らせを日立市全域に新聞折り込みチラシで配布するとともに、事業団ホームページにも掲載
- ・ 7月から月1回を目安に広報紙を作成し、地元4学区に対して、工事の進捗状況を周知するとともに、事業団ホームページにも掲載

2 新産業廃棄物最終処分場新設道路の進捗状況について

- ・ 山側道路（日立市大久保町地内）と県道日立常陸太田線（日立市諏訪町地内）を結ぶ新設道路整備について、5月に工事用進入路工事に着手
 - ・ 今後、その他の工事も順次発注し、工事に着手予定
- ※ 事業は土木部で実施

参考1：新処分場造成工事の状況



整備地(日立市諏訪町地内)：令和6年8月9日撮影

参考2：新設道路工事用進入路工事の状況



山側道路側現地(日立市大久保町地内)：令和6年8月21日撮影

参考3：整備スケジュール

工事		年度			
		R 6	R 7	R 8	R 9～
処分場	本体工事	工事			供
	上下水道整備工事	設計・積算 入札手続	工事		用
	管理棟等建築工事	設計・積算	入札手続	工事	開
新設道路工事		工事（トンネル、橋梁、道路改良）			始

本県のスポーツの推進について

スポーツ推進課

1 パリ2024オリンピック・パラリンピックでの本県関係選手の活躍について

オリンピック・パラリンピックそれぞれにおいてメダルを獲得するなど、本県関係選手が活躍した。

＜本県関係選手のメダル獲得状況＞

	競技・種目	選手名	本県との関わり	成績
オリンピック	柔道男子 81 キロ級	永瀬 貴規	筑波大学卒、 筑波大学練習拠点	金メダル
	フェンシング男子 フルーレ団体	永野 雄大	水戸市出身	金メダル
	レスリング男子フリー スタイル 57 キロ級	樋口 黎	霞ヶ浦高校卒	金メダル
	柔道男子 90 キロ級	村尾 三四郎	つくば市立吾妻小卒	銀メダル
	柔道混合団体	永瀬 貴規 村尾 三四郎	筑波大学練習拠点 つくば市立吾妻小卒	銀メダル
パラリンピック	柔道男子 73 キロ級 (J2 (弱視))	瀬戸 勇次郎	つくば市在住	金メダル
	柔道女子 48 キロ級 (J1 (全盲))	半谷 静香	筑波技術大学卒 ひたちなか市練習拠点	銀メダル

2 インバウンドサイクリングツアーの実施

本県のサイクリングコースを走るインバウンドサイクリングツアーが実施された。

県と沿線自治体等で構成されるつくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会において、茨城の地酒などによるウェルカムパーティーを開催するとともに、サイクリング中の補給食として県産品を提供するなどおもてなしを行った。

＜ツアーの概要＞

- ・催行会社 ジャイアントアドベンチャー社
(台湾の最大手自転車メーカー「ジャイアント社」の旅行部門)
- ・日 程 令和6年9月12日(木)～16日(月・祝) 4泊5日
- ・参加者 11名
(行程)

	日付	行程
1日目	9/12(木)	移動日(成田空港→土浦市内)、ウェルカムパーティー
2日目	9/13(金)	サイクリング(霞ヶ浦方面)
3日目	9/14(土)	サイクリング(真壁・筑波山方面)
4日目	9/15(日)	サイクリング(石岡方面)、石岡のおまつり参加
5日目	9/16(月・祝)	移動日(石岡市内→成田空港)



旧酒蔵を改造した展示施設見学（桜川市内）

3 今後の主なサイクリングイベント

(1) 県内広域周遊サイクリング促進キャンペーンの実施

- ・実施期間 令和6年10月～令和7年3月
- ・主 催 茨城県
- ・内 容 県内のサイクリングルートを周遊しての利用、宿泊等を促すため、走行実績に応じて宿泊施設で使用可能なクーポンや県産品等を提供する期間型サイクリングイベント。

(2) いばらきK1ライド2024

- ・実施日 令和6年11月17日（日）
- ・主 催 株式会社アトレ（プレイアトレ土浦）
- ・内 容 「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を舞台に、自然と景観を楽しみながら霞ヶ浦湖岸を走るイベント。（交通規制なし）

<コース>霞ヶ浦1周ロングライド、ミドルライド（126km、94km）
霞ヶ浦ハーフライド+サイクルーズ（57km、47km）
ビギナーライド（36km）



(3) その他のイベント等

イベント名	開催日	主催者	実施場所
第1回りんりんポート 土浦サイクルフェス	9/21	りんりんポート 土浦	りんりんポート土浦
首都圏プロモーション in 稲城	9/14	茨城県	稲城中央公園（東京都稲城市）
首都圏プロモーション in 荒川	9/21	茨城県	荒川 BASE cycling station（東京都足立区）
首都圏プロモーション in 秋葉原	9/23~9/29	茨城県	TX PLAZA 秋葉原（東京都千代田区）
水戸八景グルメライド 2024	10/5	水戸商工 会議所	水戸駅発着 （那珂市、常陸太田市、東海村、ひたちなか市、大洗町、茨城町内を周遊）
BIKE&CAMP KANTOU24	10/26~10/27	（一社）自転車 キャンプツーリ ズム協会、 （株）アトレ	霞ヶ浦総合公園（土浦市）